

第4章 計画の内容

基本目標 I

男女共同参画社会の基盤づくり

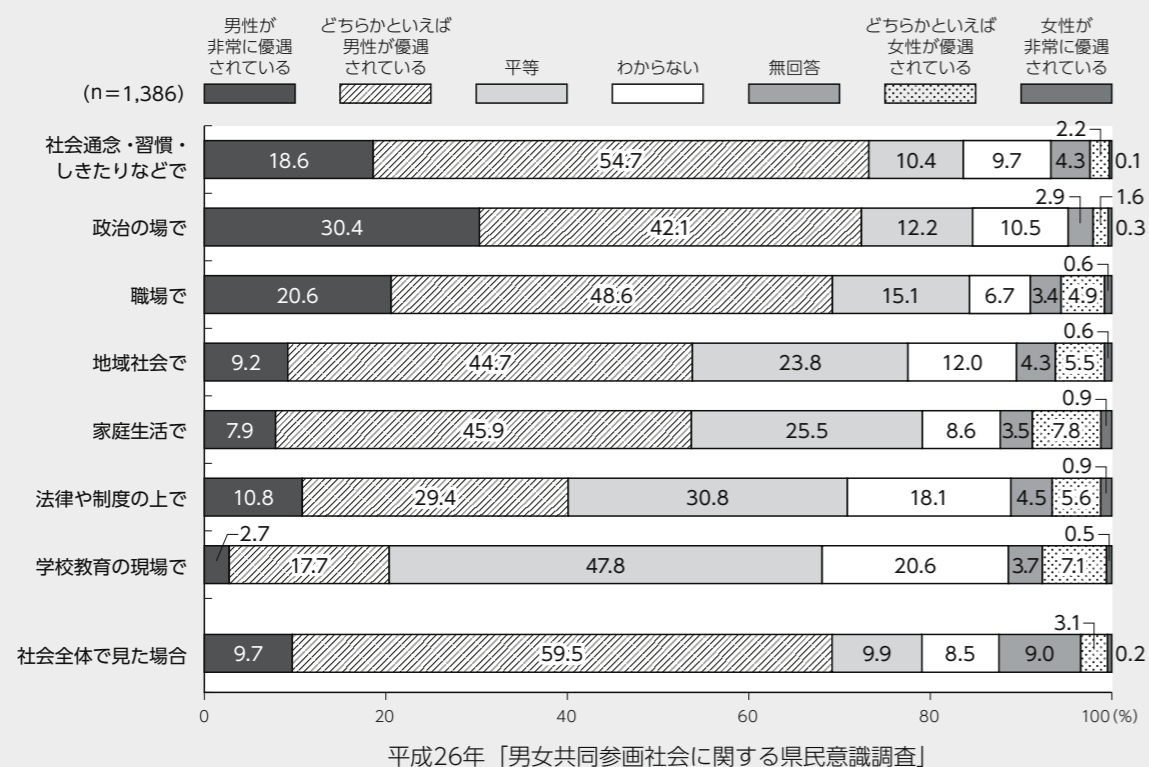
男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備される以前に比べると浸透してきたとはいえ、固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。男女の地位についても、不平等と感じる人は依然として多く、また、男性よりも女性のほうが不平等感を強く持っています。

性差別、固定的な性別役割分担や偏見などにつながっている社会制度や慣行は、社会的な合意を得ながら見直していく必要があります。

男女が社会の対等なパートナーとして、さまざまな活動に共に参画できるよう、意識改革を促進します。

各分野・社会全体における男女の地位の平等意識

Q. あなたは次にあげる分野で男女の地位は平等になっているとお考えですか。



重点目標 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

現状と課題

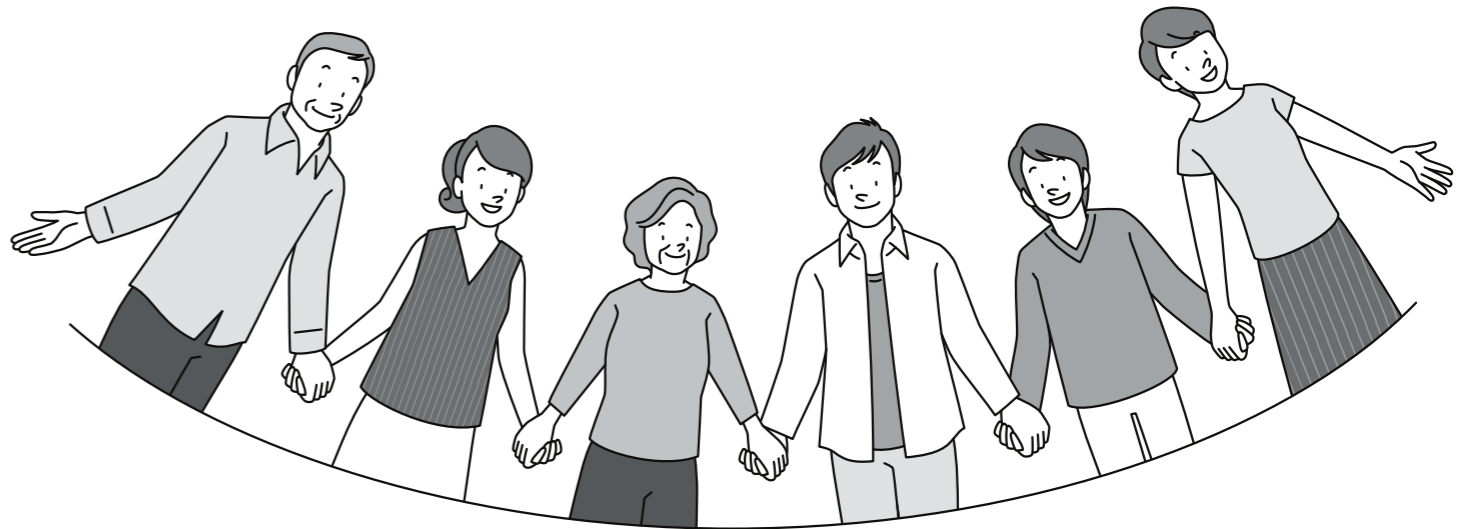
私たちが日頃、無意識に受け入れている慣習やしきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的な性別役割分担意識を含んでいるものがあります。それは、男女共同参画の視点から見た場合、明らかに性別による区別を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない場合があります。さまざまな機会を捉え、男女の社会における活動の選択に対し、中立的に働くような社会制度や慣習を構築するよう、意識改革を促進する必要があります。

また、性的指向^(注4)や性同一性障害^(注5)を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、外国人であること、同和問題などに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権尊重と男女共同参画の観点からの啓発活動の促進や配慮が必要です。

(注4) 性的指向
人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

(注5) 性同一性障害
生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が合致せず、そのことに苦悩している状態をいいます。平成16(2004)年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害であって一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更ができるようになりました。さらに、平成20(2008)年には、家庭裁判所による性別変更要件を緩和する同法の一部改正法が施行されました。

数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)



数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の満足度の平均点	2.83点 (H27.11)	3.08点 (H32)

施策の方向

① 社会制度・慣行の見直し

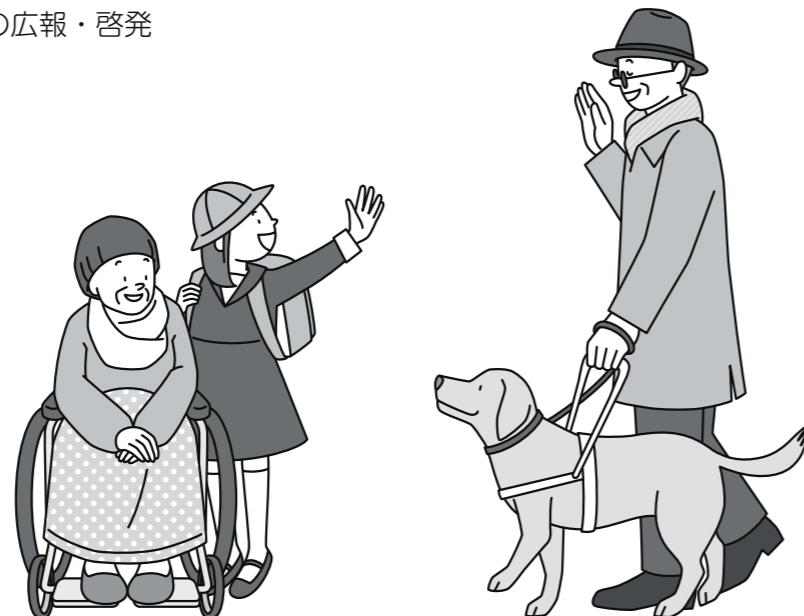
推進する施策

- 男女共同参画を促進するための広報・啓発
〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- 県が実施する男女共同参画の促進に関する施策等についての苦情処理
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座の開催
〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、様々な人権をめぐる問題への理解と認識を深める啓発
〔県民生活部 人権施策推進課〕
- ユニバーサルデザインの考え方の全県的な普及
〔県民生活部 人権施策推進課〕

② 社会的気運の醸成

推進する施策

- 男女共同参画を促進するための広報・啓発
〔総合政策局 公聴広報課、県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕〔再掲〕
- 男女共同参画社会への積極的な取組に対する顕彰制度
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 男女共同参画社会づくりのための意識改革、情報提供等のための講座の開催
〔県民生活部 ウィズセンター〕〔再掲〕
- 女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、多様な性等、様々な人権をめぐる問題への理解と認識を深める啓発
〔県民生活部 人権施策推進課〕〔再掲〕
- 男女が共に子育てをする社会全体の気運の醸成
〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 「農山漁村女性の日」の普及等、農林水産業における男女共同参画の促進のための広報・啓発
〔農林水産部 農産課〕



重点目標2 男女共同参画に関する情報収集と調査・研究の推進

現状と課題

県では、ウィズセンターを中心に情報収集・提供、調査・研究などを行うとともに、男女共同参画に関する施策をより効果的に実施するため、施策の達成状況や関連情報を取りまとめて公表し、現状を検証します。

また、全国の動向、先駆的な取組など最新の情報を収集し、活用するために、国や各都道府県などとの連携を深めることも必要です。

さらに、県内各地域において男女共同参画を推進する上で重要な役割を担う市町村との連携とともに、市町村の男女共同参画計画の策定、条例の制定や施策への支援を積極的に行っていく必要があります。

施策の方向

① 情報収集・提供、調査・研究等の充実

推進する施策

- 男女共同参画推進のための情報収集・提供等
〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 人材情報の収集・提供
〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 情報誌「With」の発行
〔県民生活部 ウィズセンター〕



- メールマガジン「ウィズおかやまかわらばん」の発行
〔県民生活部 ウィズセンター〕

② 男女共同参画に関する現状調査の定期的な実施

推進する施策

- 男女共同参画関連施策・情報についての報告書の作成・公表
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 男女共同参画に関する県民意識調査の実施
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 市町村の男女共同参画についての現状調査及び情報提供
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 市町村の男女共同参画推進の支援
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- ウィズセンター登録団体間のネットワークづくり
〔県民生活部 ウィズセンター〕

重点目標3 学校・家庭・地域における男女平等に関する教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現に向けて、効果的に理解を促進するためには、学校、家庭、地域などあらゆる場を通じた広報・啓発の総合的な実施と、幼児から高齢者に至るそれぞれの年代において、啓発活動が親しみやすくわかりやすいものとする必要があります。

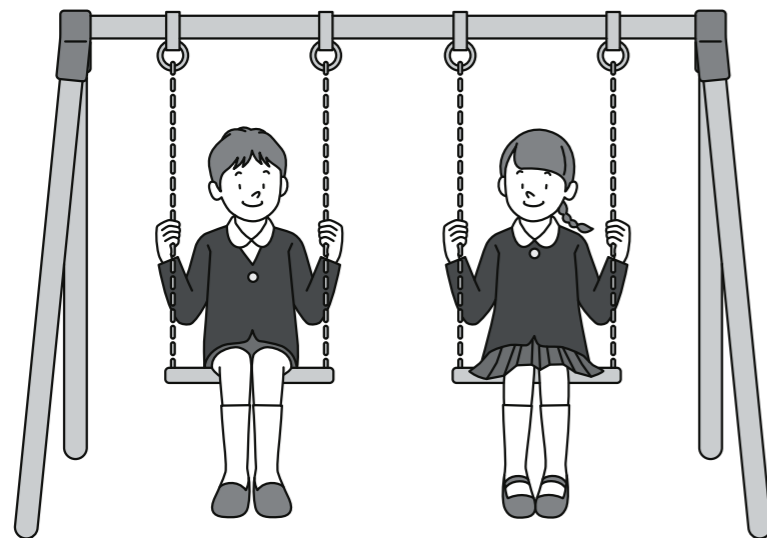
学校においては、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の必要性、家庭生活の大切さなどについて子どもたちの理解を深めるため、男女共同参画の理念に基づいた適切な指導ができるよう、教職員の資質と指導力の向上が重要です。

また、家庭や地域において、親世代の意識や生活態度、地域のしきたりなどは、子どもに大きな影響を与えます。「男の子だから、女の子だから…」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性と能力を発揮できるような環境づくりや、あらゆる年代・立場の人が男女共同参画社会づくりに取り組むための多様な学習機会の提供が必要です。

数値目標	策定時	目標値
家庭教育相談員の養成数 <small>(注6)</small>	903人 (H26)	1,050人 (H32)

(注6) 家庭教育相談員

県教育委員会が実施する子どもや家庭教育の専門知識を内容とした養成講座を修了し、市町村において、子育てやしつけに悩む保護者の相談や支援活動を中心に行っている者の数



施策の方向

① 学校における男女平等に関する教育・学習の推進

推進する施策

- 高校生・大学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発、広報
〔県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター〕
- 青少年健全育成アドバイザーの派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施〔県民生活部 暮らし安全安心課〕
- 私立学校等を対象とした人権教育に対する補助事業の実施〔総務部 総務学事課〕
- 公立学校における人権教育（男女平等の推進）の実施〔教育庁 人権教育課〕
- 公立学校における家庭科教育等の実施〔教育庁 義務教育課・高校教育課〕
- 公立学校における職業観、勤労観の醸成〔教育庁 義務教育課・高校教育課〕

② 家庭における男女平等に関する教育・学習の推進

推進する施策

- 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施
〔県民生活部 暮らし安全安心課〕〔再掲〕
- 子どもや家庭に関する相談及び指導・助言〔保健福祉部 子ども未来課〕
- 家庭教育相談員等による子育てに関する悩みを持つ親等を支援するための相談・助言
〔教育庁 生涯学習課〕

③ 地域における男女平等に関する教育・学習の推進

推進する施策

- 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開
〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕
- 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣〔県民生活部 男女共同参画青少年課〕〔再掲〕
- 県内各地に出向いての男女共同参画の意識啓発〔県民生活部 ウィズセンター〕
- 自ら考え行動する消費者を支援する消費者教育、各種講座の実施
〔県民生活部 暮らし安全安心課〕〔再掲〕
- 生涯学習大学等による生涯にわたる多様な学習機会の提供〔教育庁 生涯学習課〕
- 市町村教育委員会担当者等を対象とした人権教育・啓発指導者養成講座や人権教育連絡会の開催〔教育庁 人権教育課〕

重点目標4 男性にとっての男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会の実現は、女性だけでなく、男性もより生きやすく暮らしやすい社会をつくることでもあります。

しかし、男性の多くは、これまで、男女共同参画を「女性だけの課題」、「家庭や職場における男女間のささいな問題」と考えがちであり、「自分の問題」、「日本社会に大きな意味を持つもの」という認識が低かったと考えられます。

また、男性正社員を前提とした長期間労働といった「働き方」や、男性の家事・育児・介護等への参画に対する意識改革が進んでいないことが考えられます。

男女共同参画社会の実現のために、男性が果たす役割は大変重要であり、男性の「働き方」を始めとする意識改革を促進することが必要です。

数値目標	策定時	目標値
男女共同参画青少年課・ウィズセンターで実施する事業の参加者数における男性比率	23.9% (H26)	30.0% (H32)

施策の方向

① 男性にとっての男女共同参画の推進

推進する施策

- 男性向けの広報・啓発活動の実施（県民生活部 男女共同参画青少年課）
- 男性の家事・育児・介護等に対する意識改革のための事業の実施（県民生活部 男女共同参画青少年課）
- 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕
- 男性向け各種講座の実施（県民生活部 ウィズセンター）
- 男性相談員による男性電話相談の実施（県民生活部 ウィズセンター）
- 県職員の新規採用職員研修等による職員の意識啓発（総務部 人事課）

② 男性の「働き方」に対する意識改革

推進する施策

- 男性の家事・育児等に対する意識改革のための事業の実施（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕
- 男性の働き方の見直しを促進するための講座の実施（県民生活部 ウィズセンター）
- イクボスの取組推進（保健福祉部 子ども未来課）
- 岡山県はたらくパパたちの育休等奨励金制度の実施（保健福祉部 子ども未来課）

重点目標5 若い世代における男女共同参画の推進

現状と課題

将来を担う若い世代が男女共同参画の意識を身に付け、行動することは、男女共同参画社会の実現に大きく寄与すると同時に、一人ひとりの可能性を広げ、充実した人生を送ることにつながります。子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、将来を見通した自己形成ができるような取組を進めることが必要です。

数値目標	策定時	目標値
県民満足度等調査「男女が共に能力を発揮して活躍できる地域になっている」の20代及び30代における満足度の平均点	2.81点 (H27.11)	3.06点 (H32)

施策の方向

① 若い世代における男女共同参画の推進

推進する施策

- 高校生・大学生等若年層を対象とする男女共同参画の意識啓発、広報（県民生活部 男女共同参画青少年課・ウィズセンター）〔再掲〕
- 地域に密着した男女共同参画推進事業（研修会の開催等）の県内全域にわたる展開（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕
- 青少年健全育成促進アドバイザーの派遣（県民生活部 男女共同参画青少年課）〔再掲〕
- 公立学校における家庭科教育等の実施（教育庁 義務教育課・高校教育課）〔再掲〕

